

# 随意契約以外の近接工事の間接工事費等の調整に関する手引き

令和 6 年 4 月 1 日改訂

## 1. 調整の対象となる工事（近接工事の定義）

### ・位置関係

土木工事における近接工事とは、現場が重複または、隣接しているものとする。

建築・設備工事における近接工事とは、同一敷地のものとする。なお、敷地とは、施設を構成する土地の区域全体を指し、隣接地に拡充する場合にはその区域を含むものとする。

なお、施工地区が異なるなど現場が分散している工事は、近接と扱わない。

### ・事業主体

近接工事の対象は、三島市発注工事のみとする。

### ・近接と扱う工期（その1）

追加工事の工期が、すでに契約済み工事（同時契約工事の場合は主たる工事）の工事期間に終わるもの。

2本以上の追加工事がある場合、すでに契約済み工事（同時契約工事の場合は主たる工事）の工事期間に終わるもののみを近接工事の関係として扱う。

なお、同時契約工事における「主たる工事」とは、金額が大きい方とする。

### ・近接と扱う工期（その2）

工事契約予定日から完了予定工期までとする。ただし、契約済み工事で日付が確定している場合は、その確定日とする。

なお、工事契約予定日は、入札予定日から6日目とする。

### ・工事種別

- ・異種の工事は近接工事の対象としない。異種の工事とは下表のとおり。

(土木工事)

区分	工事種別
A	一般土木工事、法面処理工事、グラウト工事、浚渫工事、杭打工事、アスファルト舗装工事、セメントコンクリート舗装工事
B	鋼橋上部工事、機械設備工事
C	プレストレストコンクリート工事
D	電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事
E	維持修繕工事、塗装工事
F	造園工事（公園）
G	さく井工事

H	暖冷房衛生設備工事
I	水道工事

(建築・設備工事)

区分	工事種別
A	建築工事
B	電気設備工事
C	機械設備工事

## 2 間接工事費等の算定方法

### A. 調整対象工事

#### ① 追加工事が近接工事となる場合の調整

- ・ 現工事（1本目工事）は、間接工事費等の調整（以下、間接費調整）を行わない。
- ・ 追加工事（2本目工事）で、間接費調整を行う。
- ・ 追加工事その2（3本目工事）がある場合は、既に契約済みの2工事と合算して、間接費調整を行う。この場合、2本目工事の調整は1本目工事との合算で行い、3本目を含めない。
- ・ 4本目工事以降の調整を行う場合は、3本目工事の調整方法に倣う。

#### ② 同時契約工事における調整

- ・ 主たる工事（原則、設計金額が大きい工事）は、間接費調整を行わない。
- ・ 従となる工事の間接費調整を行う。
- ・ 同時契約工事が3本以上ある場合は、最も設計金額が小さい工事を従となる工事とし、残りは主たる工事と扱う。

### B. 工種が異なる工事での経費率（建築・設備工事を除く）

追加工事が近接工事となる調整で、現工事と追加工事で工種が異なる場合は現工事と追加工事の共通仮設費対象額の合計額に対するその主たる工種の経費率を適用する。

同時契約の工事における調整で、工事の工種が異なる場合は、共通仮設費対象額の合計額に対するその主たる工種の経費率を適用する。

なお、主たる工種とは「直接工事費の合計額が大きい方」とする。

### C. 経費の算定方法

#### ① 土木工事における調整

『現工事+追加工事（調整工事）』の合算工事を積算し、現工事で支払った分を差引いた残額を追加工事で支払う。

式で表すと

p. 2

[経費について]

追加工事（調整額）＝合算工事経費－現工事経費

なお、同時契約工事を調整する場合は、「現工事」を「主たる工事」、「追加工事」を「従となる工事」に置き換える。

#### ②建築・設備工事及び水道工事における調整

『現工事+追加工事（調整工事）』の合算工事を積算し、その経費率を使用して追加工事を設計変更する。

式で表すと

【経費について】 追加工事（調整額）＝追加工事の直接工事費×合算工事の経費率
---

なお、同時契約工事を調整する場合は、「現工事」を「主たる工事」、「追加工事」を「従となる工事」に置き換える。

### C. 対象となる現工事（金額調整相手工事）の金額

#### ①追加工事が近接工事となる場合

2 本目工事の間接費調整の対象となる現工事の設計金額は、当該追加工事が契約される時点（契約日）のものとし、その後現工事の設計金額に変更が生じた場合でも 2 本目工事の設計金額の変更は行わない額で調整する。

また、3 本目工事の間接費調整の対象となる現工事の設計金額は、当該追加工事が契約される時点のものとするが、2 本目の工事の間接費調整手続きが終わっていない場合は、調整後の金額とし、その後 1 本目、2 本目工事の設計金額に変更が生じた場合でも 3 本目工事の設計金額の変更は行わない額で調整する。

#### ②同時契約の工事の調整の場合

金額調整の対象となる設計金額は、当該調整工事が契約される時点（契約日）のものとし、その後、調整相手工事の設計金額に変更が生じた場合でも、調整工事の設計金額の変更は行わない額で調整する。

### 3. 入札時の配慮

入札において「近接工事の対象」の条件告示すること。なお、告示しなくとも、三島市建設工事執行規則第 10 条の 2 により、周知していることなので金額調整を行う。

附 則 （平成 28 年 11 月 15 日制定）

この手引きは平成 28 年 11 月 15 日から施行する。

附 則 （令和 6 年 4 月 1 日改訂）

この手引きは令和 6 年 4 月 1 日から施行する。